

在勤手当の改定及び  
公邸料理人制度の基本的在り方に関する  
勧告

平成24年7月

外務人事審議会

平成24年7月

## 在勤手当の改定及び公邸料理人制度の基本的在り方に関する勧告

外務人事審議会

### I 在勤手当の改定

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（以下「名称位置給与法」という。）は、その第8条において、「審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。」旨規定している。

在勤手当は外務省在外職員が在外勤務に当たってその職務と責任に応じて能率を十分に発揮するために支給される手当であるが、本審議会の果たすべき主要な役割の一つがこの在勤手当の改定に関する勧告である。

本審議会は、在勤手当に関し、名称位置給与法第7条の「調査報告書」に加え、同8条の「その他の資料」として各種調査の結果を用いて検討を行い、その具体的な水準の適切性、透明性や国民に対する説明責任を向上させるため、勧告を行うこととし、また、この勧告が外務大臣によって有効に活用されるよう、昨年、一昨年同様、外務省の翌年度予算の概算要求前にこの勧告を提出することとした。

本審議会は、これまでの議論を踏まえ、本7月17日、下記のとおり勧告する。外務大臣におかれては、本勧告も参考としつつ、在勤手当に関する予算概算要求作業に取り組んで頂ければ幸いである。

## 記

### 1 一般的生活経費に関する調査結果を踏まえた在勤基本手当の支給水準の改定

- (1) 在勤手当のうち、主たる生活経費として定額支給されている在勤基本手当は、一般的生活経費と途上国勤務の際の勤務・生活環境の厳しさに応じた加算により構成されている。

このうち、一般的生活経費について、平成22年度までは、在米国日本国大使館の所在するワシントンにおいて現地での日常的生計費及び赴任時の設営等海外赴任に伴う特有の経費を調査し、それを基に任地毎の手当の額を算定する方法をとってきた。これに対し本審議会は平成22年及び平成23年の勧告において、在勤基本手当の水準の適切性を一層高めるため、日常的生計費について、ワシントン以外の任地についても民間調査機関による調査を行い、その結果に基づき改定すべきと勧告した。

本審議会の議論を踏まえ、外務省は、広く在外公館所在地における日常的生計費について民間調査機関による調査を行い、その調査結果が本審議会に提出されたところである。本審議会は、購買力補償(「No Loss, No Gain」の原則)の観点から、その調査結果を活用して在勤手当の額の検討を行った結果、現行の在勤基本手当の水準は、公館毎にみれば調整を要するものの、年間予算総額としてみれば概ね適正であるとの結論を得た。

また、民間調査結果のデータには、統計上の孤立値も含まれるため、3年間(3回)程度のデータの平均値を取るべきとの認識の下、過去2年間の改定においては、調査結果の反映割合を段階的に増大して手当水準の改定を行うよう勧告したところである。

本審議会は、過去2年間の在勤基本手当の改定において、一般的生活経費のうち日常的生計費に関し民間調査機関の調査結果を反映させてきたことにより、在勤基本手当の水準の設定について客観性が高まったと考えており、平成25年度以降も引き続き民間調査機関による調査の結果を活用した手当水準の改定を行っていくべきであると考えている。

- (2) 上記のとおり、過去2年間の改定において、一般的生活経費のうち日常的生計費については、ほぼ全ての在外公館所在地について民間調査機関の調査結果を反映させることができている。しかし、海外赴任時には、国内赴任とは異なる特有の経費（赴任時の設営経費等）が発生することから、在勤基本手当の適正な手当水準の算定に当たっては、これら海外赴任に伴う特有の経費についても、適切に考慮すべきである。

海外赴任に伴う特有の経費については、調査の困難性等から日常的生計費とは異なり、平成23年度及び平成24年度予算においても、従来どおりワシントンでの調査（ただし、調査の主体は民間調査機関）の結果を全公館に適用してきた。しかし、実際には、在外公館所在地毎に所要経費は異なるので、本審議会としては、海外赴任に伴う特有の経費についても、適切性を一層高めるため、公館所在地の実情を可能な限り反映できる方策を採るべきであると考えている。

## 2 中長期的な見直しの方向性

平成22年及び平成23年の勧告において、中長期的な見直しの方向性として、今後は現在の複雑な制度をできる限り簡素化し、国民にとってわかりやすく、また、運用しやすい制度に改善していく必要があると指摘し、さら

に、具体的な検討課題にも言及したところである<sup>1</sup>。また、中長期的視野に立ち検討すべき課題として掲げた事項については、今回取り上げた以下の事項以外についても、制度改善に向け、引き続き本審議会で検討していくこととする。

#### (1) 勤務・生活環境の厳しい在勤地における職員の処遇について

我が国企業による海外事業展開の多様化の進展等の近年の動向を踏まえれば、いわゆる新興国・途上国への人員配置の強化、新たな公館の開設を進める必要が生じている。また、邦人保護の観点からも途上国において在外公館が果たすべき役割は大きい。他方、厳しい財政事情の下で職員の新規採用が抑制され、かつ、近い将来定員増が期待できない中、在外公館への十分な人員配置が困難となってきた。このような中、在外職員が勤務しやすい環境をいかに整備していくかという観点から、本審議会は、勤務・生活環境の厳しい在勤地における在勤基本手当の適正化及び在外職員の赴任期間について検討を行った。

ア 諸外国政府及び民間企業においては、海外駐在職員に対し、複数のハードシッの度合いを設定し、その度合いに応じ定額又は定率を設定してハードシッ手当を支給している。外務省の在勤基本手当においても、途上国勤務の際の勤務・生活環境の厳しさに応じた加算を行っており、ハード

---

<sup>1</sup> 中長期的な検討課題（平成22年及び23年の勧告で言及）

- ① 勤務・生活環境の厳しい在勤地におけるハードシッ手当の導入
- ② 単身赴任に対する措置の検討
- ③ 配偶者手当の見直し
- ④ 生活基盤確保のための継続的措置
- ⑤ 在外職員の赴任期間
- ⑥ 為替・物価変動自動的反映
- ⑦ あるべき住居手当制度

シッフ的要素を反映させるためのものと位置づけられている。

他方、諸外国政府及び民間企業が用いているハードシッフの設定基準を調査したところ、外務省の在勤基本手当に対する考え方と比較して、治安や健康上のリスク要因及びそれらに伴う精神的負担への慰労、勤務困難地における勤務の納得性の確保といった、経費として積算することが容易でない要素も重視されていることが判明した。

実際、勤務・生活環境の厳しい在勤地において職員及びその家族が直面する問題は、物資調達の困難さといった経費としての積算が容易な事項に限られず、また、治安や健康上のリスク要因は一度問題が顕在化すれば身体・生命の安全に直結するものであるので、諸外国政府及び民間企業による設定基準も参考に、こうした要素についても何らかの方法で適切に評価し、休暇制度等の勤務条件とも合わせて在勤基本手当がより各在勤地の生活実態に即した、それらの地で働く在外職員にも納得を得られるものとなるよう改善を行っていくべきである。

イ これまでも本審議会で議論してきているが、約2年10ヶ月という在外職員の赴任期間は多くの民間企業や国際機関等と比べ相対的に短い。既に一部において、在勤地の勤務環境や本人の希望も考慮しつつ赴任期間を長くしているケースも見られるが、引き続き、赴任期間の長期化それ自体が人間関係が基本となる外交活動に資する面があること、人材育成上も特定の語学・地域の専門家の養成に資する面があること、予算上も赴任旅費等の削減効果があること等を考慮し、赴任期間の長期化を検討していく必要がある。

また、特に勤務・生活環境が厳しい在勤地での勤務のインセンティブを高めるとの観点からは、赴任期間を予め明確化しておくことにより、職員

及びその家族が子供の教育等，赴任後の生活設計や将来計画が立てやすくなるとの効果も期待できることから，これについても併せて検討していく必要がある。

## (2) 為替・物価の反映について

本審議会は，過去の累次の勧告において，在外基本手当の額には為替・物価変動を自動的に反映すべきと述べてきたが，近年は，為替・物価変動がほぼ自動的に反映されることが定着してきており，評価できる。今後も，為替・物価の変動という外的要因は完全に反映されるべきである。

## II 公邸料理人制度の基本的在り方

本審議会は，平成23年7月の「在勤手当の改定に関する勧告」の中で，「今後，在外公館における公邸料理人制度についても我が国外交における『足腰』部分強化の観点から，雇用形態の在り方等を含む制度改善につき検討していくべきであると考え」ことに言及した。また，同勧告を提出した際，松本外務大臣（当時）から，公邸料理人に係る公私の別の在り方や，公邸料理人の待遇等の観点から，公邸料理人制度の改善について諮問を受けた。

本審議会は，我が国の外交活動において公邸料理人が有意義かつユニークな貢献を果たしているという事実を高く評価した上で，公邸料理人制度のあるべき姿について幅広い観点から議論を行い，改善の方向性と具体的な施策の案について検討を重ねた。

この検討の結果として，本審議会は，本7月17日，下記のとおり勧告する。外務大臣におかれては，本勧告を参考とし，公邸料理人が一層効果的に活用され，かつその役割にふさわしい位置付けとなるよう，必要な予算措置も含め制度の改善に取り組んでいただければ幸いである。

## 記

### 1 公邸料理人の意義と現行制度の問題点

- (1) 外交活動において、大使や総領事（以下「公館長」という。）の公邸に任国各界の要人やオピニオン・リーダーを招き料理を供しもてなすことは、公館長にとってはもちろんのこと、現地を訪問する日本の要人等にとっても、人脈構築、情報収集、さらには外交上の働きかけにおいて極めて有効な手段である。外国では慣習として客を自宅に招いて会食を行うことが広く行われており、公邸で会食を行うことで打ち解けた雰囲気を作り出し、仕事以外の話も含めて個人レベルの信頼関係を築くことは、外交活動において不可欠かつ極めて有意義な手段となっている。
- (2) このような公邸での会食の際には、ホストたる公館長（夫妻）及び客をもてなす場としての公邸の施設も重要な役割を果たすが、同時に、提供される料理の質——味だけでなく、盛り付けやサーブのタイミング等も含めた料理全体の演出——が会食の効果に直結する。特に、昨今の海外における日本食ブームと相俟って、日本大使／総領事公邸に招待された客の多くは、高いレベルの日本の食事が供されることを期待している。しかし、そのような質の高い料理を会食の都度ケータリング等で準備することは現実的でなく、また、現地で優秀な料理人を雇用することも容易ではない。したがって、公邸料理人は、任地の事情等による一部の例外を除いて、基本的には日本で採用して任地に帯同する必要がある。
- (3) また、公邸で任国各界の要人やオピニオン・リーダーに日本の料理を提供することは、そのまま日本の食文化の発信にもなっている。日本の

食文化の発信は、日本産品の輸出振興に加え、日本理解の増進、親日・知日層の拡大にも資するものである。

(4) 本審議会としては、以上のとおり公邸料理人の意義を認め、その制度を今後さらに拡充していくべきであると考え。しかし、公邸料理人が外交活動上極めて有意義な貢献をしているにもかかわらず、現行制度では公館長と料理人との私的契約による雇用が基本的な枠組みであり、その上で公邸料理人の給与等の一部を官費で補助する形となっている。本制度の意義が、外交活動上極めて重要な公務である公邸での会食の調理であることに鑑みれば、契約形態も含め、公邸料理人を公的な存在として位置付け直すことが適当と考える。

(5) 本審議会は、将来的に公邸料理人制度を外務省と料理人本人との公的契約に基づくものとし、公邸料理人の給与等は基本的に官費からの支出とした上で、私的使用については公館長の私費負担とする制度に改めることを提案する。ただし、公的契約への移行の前提として、公邸料理人の役割を明確にし、公邸料理人が公務により一層有効に活用されることが必要である。また、本制度が有効に機能するためにも、優秀な公邸料理人をより体系的・安定的に確保する取組を強化することが必要である。

## 2 公邸料理人の更なる活用のための施策

公邸料理人の雇用形態を公的契約に移行し、料理人の給与等を原則官費で支弁することとするからには、公邸料理人が公務に十分活用されていることが大前提となる。もちろん、任地の事情や公館の体制によっては公邸での会食の実施が容易ではない場合もあり、一律には議論できないが、それを踏まえた上でなお、現状で公邸料理人が十分に活用されているかとの問題意識が

ら、まずは公邸料理人の更なる活用のための施策を導入すべきものとする。

### 3 優秀な公邸料理人を採用する取組の強化

提供される料理の質が公邸での設宴の効果に直結する点は先述したとおりであり、公邸料理人制度を見直す上で、優秀な公邸料理人を体系的・安定的に雇用できるシステムを構築していく必要がある。潜在的候補者の発掘のための広報活動の強化、一定以上の技能レベルの確保、赴任前研修の実施等を通じ、採用の取組を強化することが必要である。

### 4 公邸料理人の公的性格の強化

(1) 上記のとおり、優秀な公邸料理人採用のための取組を強化し、かつ公邸料理人の活用実績を積み上げたところで、公邸料理人との契約を公的契約へ移行し、公邸料理人の給与等は官費負担とすべきである。公館長との私的契約ではなく公的契約とすることにより、公邸料理人を公的な存在として明確に位置付け直すことができる。また、そうすることで、公邸料理人の身分がより安定し、待遇改善にもつながるものとする。ただし、どのタイミングで私的契約から公的契約に移行すべきかについては、上記2の活用の度合いや移行に必要な制度的・財政的な裏付けとの関係もあるので、慎重に検討する必要がある。

(2) 公邸料理人の公的性格を強化する以上、官費支弁が認められる公邸での会食はもちろんのこと、公邸外で開催されるレセプション等にも広く公邸料理人の活用を認めていくべきである。在外公館の行事でなくても、例えば、現地交流団体による日本関連行事、日本企業によるPRイベント、メディアへの出演等、公邸料理人を活用できる機会は数多くあり、

そういった場で公邸料理人が日本食ブースの出展等を通じて活躍すれば、日本企業支援や日本の食文化の発信にも資することとなる。このような取組を既に実施している在外公館もあるが、公邸での会食に影響がない範囲でより積極的に実施するよう、外務省が各在外公館に奨励すべきである。

- (3) なお、公邸料理人が果たしている機能の中には、公邸での設宴という公的業務以外にも、公館長及びその家族の食事を用意することにより多忙な公館長（夫妻）の活動をサポートするという非公的業務も含まれる。本審議会で議論した際には、この非公的業務に関する公邸料理人の存在意義も決して小さくないとの意見が出された。公邸料理人制度を改善するに当たっては、非公的業務の在り方についても併せて見直すべきであり、私的使用については公館長の私費負担を求めること等により、公館長（及びその家族）が公邸料理人を公的業務に支障のない範囲で私的に使用できる余地も残しておくべきと考える。

以上